

Title	幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察(その二) : 横須賀造船所建設を一事例として
Sub Title	A reflection on the early industrialization in modern Japan (2) : a case study of Yokosuka navy yard
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.5 (1980. 5) ,p.35- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800515-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する

若干の考察（その二）

——横須賀造船所建設を一事例として——

関 根 正 美

はじめに

- 一 造船所の建設と建設目標
- 二 造船所組織の特質と構成員
 - (一) 雇傭人主導型組織としての造船所
 - (二) 『設立原案』にみられる雇傭人・内国官吏（武士職員）の地位・役割
 - (三) 建設過程における雇傭人の主導的地位の確立過程
- 三 造船所組織構成員の異質性とその問題点
 - (一) 造船所と三つの雇用関係
 - (二) 構成員間の葛藤・対立の潜在性

はじめに

前稿（『法学研究』昭和五十五年四月号、二四―五四頁、所収）で本研究の目的と研究の直接対象となる横須賀造船所（製鉄所）

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察

の建設までの経緯を駆け足で辿ってきた。本稿より主題を扱うことになるが、前稿はいささか筆者自身の研究関心と横須賀造船所建設までの歴史的記述に時間をかけすぎてしまった観がなきにしもあらずである。しかし、工業化と社会変動にもなる文化変容・文化動態に関する困難な問題、すなわち〈収斂〉と〈分散・個別〉に対して筆者の関心があることと、それに対する筆者の立場が、ともかくも示されたと思われる。また、こうした一般的で漠然とした問題に対し横須賀造船所の幕末・明治期の建設過程を一つの題材として事例研究を行ないモノグラフ的なものを作成しつつ多少ともその問題に接近したい、という筆者の願望も明らかにされたと思う。論文の後半では横須賀造船所建設過程の状況やその意義を明らかにするための造船所建設までの経緯が扱われ、そのことによつて、まず工業化導入過程の段階的進展・深化に従つて、旧来の社会制度や人々の価値観・意識・行動様式が、工業化の普遍的論理の要求する方向に変化させられようとした状況がわずかなりとも示された。筆者としては、こうした衝撃が具体的にどのような形で与えられ、それに対して旧来の伝統的社会はどのように反応し、工業文明と伝統文化の接触・摩擦・対立・葛藤状況はいかなるものであつたのか、その結果としてどのような工業化過程が現出したのか具体的な知見を得たいと願つている。この点を解明し、工業化にあつて伝統と近代とがどのように絡みあつているのか実証的に明らかにすることが本研究の主題である。

ところで本稿は以上のような試みの中で、工業化導入の主導的役割を果たした雇傭人の活躍を中心に幕末期の横須賀造船所の建設過程を追い、雇傭人のもたらした工業文明・近代文化が造船所の組織形成の中でいかなる影響を及ぼし、日本人に衝撃をどのように与えたのか探究する役割を果たすことになる。前稿で一般的な形で扱われた工業化の衝撃と日本側の対応が、本稿では雇傭人のもたらす工業化と日本人造船所職員、職工のそれへの対応といった具体的な形で扱われることになる。結論的には一つの組織にフランス人と日本人といった文化的・歴史的に異質な背景を持った人々が同時に併存することによる組織運営の困難さが示されることになる。それは具体的には雇傭人と日本人武士職員の造船所運営の主導権争いとい

う形で現出するが、その政治的対立の内実は西欧文明・近代文化と日本の伝統的社会的文化・価値との対立・葛藤の一つの表われであつたと考えるべきものである。

本稿では、雇外人と日本人武士職員と対抗関係のみならず、同じ文化圏ではあつても生活パターン、行動様式、価値観において差異のある武士職員と平民職工との対立・葛藤も同様に注目され、工業化に伴う文化変容の問題が多面的に扱われることになる。雇外人、日本人武士職員、平民職工の三者三様の価値観の違いをいかに統合しつつ工業化（組織形成）を進めていつたのか、またそこにみられる問題点を探ることが本稿の課題となる。

一 造船所の建設と建設目標

工業化の導入と定着のために様々な試行錯誤を繰り返し、独立開発が不可能であることを理解した時、お雇い外国人と呼ばれる人々を雇い入れ、彼らの技能を頼りに機械・工場の包括的プラント輸入を断行し工業化を進めようとする方策が選択された。これらの点については前稿で扱った通りである。しかしながら、この方式の選択は日本人独自による選択というよりはやはり外国人の入れ知恵に負うところが多かつた。幕府は横須賀製鉄所（造船所）の建設に際しては、以下のようなフランス公使ロセス（Leon Roches, 1809～1901）の意見を考慮し、ほぼその提案を受け入れた。それは以下の如くであつた。

『曰ハク造船所ノ設立ハ海軍興張ノ基礎以テ軽忽其方案ヲ画策スベカラズ故ニ今日先ツ施行スベキモノハ一ノ小工場ヲ横浜ニ起シテ目下艦船修理ノ用ニ供シ併セテ貴邦人民ヲシテ専ラ西式工業ヲ習知セシムルニアリ貴邦果シテ此計画ニ出デバ其事業ヲ統理スルガ如キハ本港碇泊軍艦機関士ジソソライ及士官ドロートルヲシテ其命ニ応ゼシムベシ是レ艦隊司令長官ノ豫メ肯諾スル所ナリ而シテ造船所設立ニ至リテハ主任其人ヲ得テ百事ヲ担当セシメザルベカラズ外臣ロセスノ主トシテ貴邦造船所ニ望ム所ハ現今本港碇泊「セミラミス」号ノ如キ堅艦ヲ製出スルニ在リ』（船廠史第一卷二頁）

この文章の後、セミラミス号の性能がいかに素晴らしきものを説き、造船所の主任が人物適当であるならばそのような

艦船建造は可能だとして以下の如く続ける。

『ツローン造船所技監デリーセビスノ如キハ現ニ其人ナリト雖モ本国政府ノ之ヲ肯ゼザルヤ知ルベシ技士フランソアー、レオンス、ウエルニー「エコール、ポリテクニク」⁽¹⁾ニ生レハ學術最優ニシテ其技能以テ此事業ヲ委託スルニ足ル渠曩ニ本国ニ上ラントス貴邦果シテウエルニーヲ採用スルノ意アラバ外臣書ヲ馳セテ其上途ヲ止メ之ヲ上海ヨリ招致スベシ且貴邦ノ西式造船所ヲ起スヤ抑々創業ニ属スルヲ以テ若シ任用其人ヲ得ザル如キアラバ濫費實ニ測ルベカラズ』(同上第一卷二一―三頁)

公使ロセスの意見に従い幕府はウエルニー (François Léon Verney, 1834~1908) を雇用した⁽¹⁾。彼は慶応元年(一八六五)正月、上海より来邦し造船所建設と運営の方法を示す『横須賀製鉄所設立原案』に従つて任務にとりかかったが、その原案は以下の八節より成立していた(船廠史第一卷五〇―一八頁)⁽²⁾。

- 第一節 造船所設立端緒
- 第二節 製作所設立方法
- 第三節 造船所事務制限
- 第四節 仏人組織事項
- 第五節 内国官吏組織事項
- 第六節 仏国品購入概略
- 第七節 内国品購入概略
- 第八節 造船所創立順序

この原案を中心として横須賀造船所の建設目標を追つてみたい。建設目標は、すなわち組織目標でもあるので組織の特質を考へる上で重要である。なぜならばその差異によつて組織の管理方法、組織構造、構成員の仕事意識や性格、人間関係状況などが左右されるからである⁽³⁾。

フランス公使の意見を反映した『設立原案』によると、まず横浜に製鉄所（製作所）をつくり、横須賀造船所設置に必要な器材の製造及び技術者、職工への西式工業の伝習を同時に行い、その後本格的造船所の建設を開始するという二段構えの計画がとられた。横浜製作所の設立目標は、『汽船修理及工業伝習ノ二件ヲ以テ事業ノ主眼トシ』横浜本村に設置し、『其建築ハ今ヨリ一年以内ニ竣工セシメ』、設備としては『煉鉄、鑄造、模型、旋盤、鑄鑿、製罐、製帆、船具、木工ノ各工^傷ヲ設ケ其ノ鉄工場ノ中央及後部ニ汽機ヲ据附ケ以テ各種ノ製作機械ニ運動力ヲ通ズルノ用ニ供セシム』（以上船廠史第一卷六七頁）る近代工場となる予定であつた。この製作所は、どちらかという^と西式工業の伝習に主眼が置かれていたようだが、その方法と工場運営は以下の如くであつた。

『本所ハ西式工業ノ創起場タルヲ以テ百事仏国海軍士官ノ指南ニ藉ラザルベカラズ故ニ造船工事ニ通渉セル士官一名ヲ挙ゲテ首長ト為シ機関専門ノ技工二名造船専門ノ技工一名ヲ置キ附屬セシメ其他ノ職工ハ仏国海軍所轄ノ各工廠及横浜碇泊ノ仏国軍艦ヨリ撰用スベシ而シテ内国人ニ在リテハ鉄工ニ木工ニ各々本邦固有ノ工業ニ熟達スルモノ百名ヲ選抜シ仏人ヲシテ之ニ西式工業ヲ伝授セシム且甲熟スレバ乙ニ伝ヘ乙熟スレバ丙ニ伝ヘ各自競ヒテ其伎倆ヲ進マシメ以テ成業ヲ期スルモノトス』⁽⁴⁾（船廠史第一卷六頁）

慶応元年二月三日には、製作所の首長としてフランス海軍士官ド・ロートルが年俸洋貨四千二百ドル（月払い）で契約を結んでいる（船廠史第一卷二二頁）。しかし、幕府の本来的な二つの製鉄所の建設目標は以下のところにあつた。

『其初メ工業未ダ緒ニ就カザルニ当リテハ艦船修理ニ要スル物品ノ如キモ或ハ内外商賈ニ命シテ製造セシメ之ヲ採リテ整飾ヲ加ヘ一時其需要ニ充テシムルコトアルベシ而シテ我工場ノ準備漸ク整頓シ我工夫ノ伎倆漸ク上進スルニ從ヒ遂次重要ノ機械ヲ製作セシメ且横須賀造船所設立ノ日ニ至ラバ之ニ要スル物品ヲ製造セシメ努メテ海外ノ輸入ヲ避ケシムベシ是レ横須賀、横浜ノ兩廠相俟チテ各々其利用ヲ發揚スルノ計画ヲ定メタル所以ナリ』（船廠史第一卷八頁）

つまり、横浜製作所を土台として横須賀に大型船建造可能な造船所をつくりあげた既には、外国からの輸入品に頼らず自⁽⁵⁾国工業の自律化と軍事的独立、すなわち大攘夷を果たそうとしたものと言える。しかし横浜製作所そのものは造船所建設の

ためのほんの予備的なものと考えられていた。⁽⁶⁾それ故、横須賀海軍造船所の完成とともに、多少の紆余曲折はあつたとしても後には民間へ払い下げられている。⁽⁷⁾いずれにせよこうした面倒な手続きは、機械工業はおろか満足の行く『西式工業』さえなかつた当時では当然の方策とされたのであろう。

幕府が横浜製作所、横須賀造船所建設の目標としたことは以上のように(一)日本人技術者、管理者及び下級技術者、職工の養成、(二)近代の工業技術—組織体系の運営や経営管理法の導入、そして(三)造船工業の移殖(工業伝習)による工業的自立化、軍事的独立(大攘夷の達成)であつた。それ故に、単に工場組織を移殖するだけでなく雇外人のもとで日本人が工場建設や運営、造船修船技術など全てにわたつて伝習することが求められていたのである。

しかし、横須賀造船所の建設は全く軍事的目的のためにのみつくられたものではないことにも注意したい。例えば、慶応二年(一八六六)八月一七日に各国公使に宛られた『横須賀造船所建設の趣旨』⁽⁸⁾によれば、『一 横須賀江アルセナル取設け候趣意は我国の為肝要なる軍艦を不絶備置せんが為なり』と最初にその軍事的目的を述べつつも、第三の条目において『一 各国之習に従ひ条約済国との軍艦之為にも入費差出し候上は何時なりとも其用に供すべし且右は職業有暇之節は商船も同様其用を扶助すべし』とある如く、他国軍艦、商船の修理を容認していた。⁽⁹⁾これは当時の国際関係状況が微妙に反映し、幕府、フランス政府ともいたずらに他の諸外国を刺激しないこと、⁽⁹⁾あるいは、当時アメリカが金沢付近へ、⁽¹⁰⁾イギリスが横須賀近辺に代理公使を通して浮ドックを建造する要求を出しており、それらの拒否理由として横須賀造船所完成の際には使用させることを約束していたからでもある。こうしたことから全面的に徳川幕府の権力維持のための軍事施設としての造船所という性格を出せなかつたのだらう。⁽¹²⁾このことは横須賀造船所の目標と運営を考える上で注意しておきたい。

以上のような組織目標を持つた横須賀造船所は、工場建設と運営の指南及び技術伝習のために幕府によつて雇われたフランス海軍の士官と海軍工場の技師、職工、事務員を含めて『造船所設立ニ至リテハ縦令其規模ヲ狭小ニスルモ船渠二箇所船

台三箇所ヲ設ケ仏人四十名邦人二千名ヲ要セザルベカラズ(『船廠史第一卷六頁』)とされアジアでも有数の造船所となる予定であつた。⁽¹³⁾ 工事はフランス人首長ウエルニーに全て委任され『首長ハ千八百六十七年ノ歳首其一月二十日ハ我慶應二年丙寅ヲ期シテ造船所ノ建築工業ニ従事シ工場及修船台ノ落成ニ及ビテ造船工業ヲ起シテ千八百六十九年其一月一日ハ我明治元年ヲ以テ船渠築造ノ工ヲ竣リ且各工場ヲ整理シ日本衆工ヲシテ各自其業ヲ執ルニ堪ヘシム茲ニ始メテ横須賀造船所ノ完成ヲ告ゲ以テ日本海軍ノ実用ヲ全備セシムベシ』(『船廠史第一卷一八頁』)という厳しい条件のもとで開始されることとなつた。慶応元年二月に横浜製作所が着工され、九月には横須賀造船所の鋳入式が行われた。

(1) ウエルニーの人物と業績については、三枝博音他『近代日本産業技術の西欧化』(東洋経済新報社、一九六〇年)六八―七〇頁、及び高橋邦太郎『お雇い外国人⑥軍事』(鹿島研究所出版会、一九六八年)七一―一二三頁を参照。
なお本稿にて『船廠史』とあるのは、横須賀海軍工廠編『横須賀海軍船廠史』(一九一五年、大正四年)を指す。人物名は原則として『船廠史』の記述に従つた。

(2) 『設立原案』に関しては、『横須賀製鉄所一件』(神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史資料編』一五、一九七三年)所収の二つの資料と比較されたい。いずれも年月日不詳であるが、一つは『日本海軍用之製造場取建規則書』(『県史資料編』一五、四七〇―四七六頁)、他は『製鉄所規則』(同上、四七六―四八二頁)。なお、『設立原案』は勝海舟『海軍歴史』巻の二十一 横浜及び横須賀製鉄所創設の中』に『起立原案』として所収されている(勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集』一三、勁草書房、一九七四年)二六七―二七九頁。

(3) Perrow, Charles, *Organizational Analysis: A Sociological View*, Wadsworth Publishing Company, 1970. (阪田至雄訳『組織の社会学』ターヤメント社 一九七三年)第五章「組織目標参照」Ditto, "Organizational Goals," in *International Encyclopedia of the Social Sciences*, II:305-316, New York: The Macmillan Company, 1968.

なお、本研究においては組織(経営企業体)を以下のように定義する。組織 organization とは公式組織体系 formal organization system を中核とし、その運営に必要な諸資源(資材、資本、人材及び知識・情報)を調達・配置し、組織構成員をして協働活動 co-operation に向かわせることによつて組織目標を効率的に達成しようとする資源変換のための社会・技術体系 socio-technical system である。ここでは組織を社会技術体系であるとして規定するがその場合、以下の二つことが含意されている。第一は「組織は開放体系 open system であること。すなわち組織は環境との間で一定の資源の変換を通して相互作用を行う故に、組織の構成・編成及び運営方法は環境の何らかの変動にもなつて変化せざるを得ない。かくして組織形成、運営管理制度、変動過程は環境の差異・変動に応じて多様性を帯びるようになり、いずれの社会、文化の文脈においても通用可能な唯一絶対の方法が存在するとは限らないといえよう。第二は、組織は工業技術・組織体系を中核とした人々の集合体であるということ。これは組織が、生産とサーヴィス

を効率的に達成するために形成、構成されたとしても、多種多様な属性・欲求・目標を持つ人々から成立する小社会 community でもあることを忘れてはならぬことを示唆する。つまり、ごく常識的に世間で観察されうる様々な社会的現象——非公式集団 Informal group および徒党・派閥等利益集団・仲間集団の発生、経済的利益対立、対人蔑蔑、競争・闘争、情緒的・非合理的行為、恋愛憎悪等——が存在すること。故に、これらの諸現象により組織の発展・運営が常に合理的・能率的になされるとは限らぬということである。

以上、本研究の組織社会学的視点を粗述したわけであるが、環境条件については以下のように想定したい。まず環境を範域別に捉えた場合、地球、国民及び地球社会が考えられる。また項目別環境条件としては、利用しうる工業技術を規定しうる当該社会の工業化ならび工業化伝播状況、経済機構、社会組織、自然風土(資源を含む)、人口動態、政治組織、文化・価値体系が一般的に考えられるだろう。本稿では、このように環境条件を規定した上で組織を考察するのであるが、その分析枠組を a 図の如くに表示した。

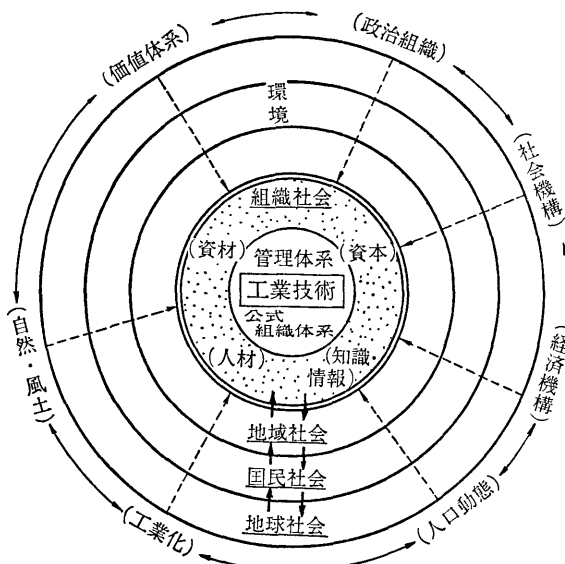
(4) この引用文中にみられる日本人職工百人の内訳は、前掲『製鉄所規則』によれば以下の如くである(『県史資料編』一五、前出)四七九頁。
『凡人数日本人仏人取雑百人を用ゆるに至らん其次第は

- | | | | |
|-----|-----|------|-----|
| 鉄工 | 三拾人 | 帆縫 | 四人 |
| 鍛冶職 | 拾貳人 | 桁柱大工 | 貳人 |
| 船大工 | 拾貳人 | 手伝人足 | 拾四人 |
| 差物師 | 八人 | | |

(5) 大攘夷とは、西欧人を夷狄とみなし外国船打払い、異人斬り等の行為によつて外国人排斥を行なおうとする小攘夷の思想に対し、外国の長所を積極的に吸収し自らも近代化を計り、外国にひけをとらぬ武力を所持し万国に対峙し、あるいは覇権を争うという考えを言う。小西四郎『開国と攘夷』(中央公論社、あるいは『日本海軍用之製造場取建規則書』(前出)によると『仮之機械所』あるいは『仮に建るもの』という表現が使われていたことがわかる(『県史資料編』一五、前出)四七〇頁。

(7) 小林正彬『官営造船所の経営—日本造船業の形成?』(関東学院大学『経済系』第七二集、一九六七年)四五~四六頁。寺内武明『日本近代造船史序説』(巖南堂書店、一九七七年)四六~四九頁。及び、『神奈川県史資料編』一七(前出)所収、『横浜製鉄所』八〇一~八二二頁参照。

a 図 組織と環境



(8) 『横須賀製鉄所一件』(前出) 所収資料(『県史資料編』一五、前出) 五五五～五五七頁。

(9) 石井孝『増訂明治維新の國際的環境』分冊一～三(吉川弘文館、一九七三年)、同著『明治維新の舞台裏』(岩波書店、一九七五年、第二版)。

(10) 『横須賀製鉄所一件』(前出) 所収資料「慶応元年六月三日、米國代理公使來翰の件」(『県史資料編』一五、前出、五一四～五一五頁)、「同年九月、米人の浮ドック建設申出の件」(同上五二一～五二三頁)及び「九月二〇日、米國代理公使宛、浮ドック申出拒絶回答の件」(同上五二三頁)。アメリカはかなり執拗に許可を求めている。慶応二年四月には船越、長浦、梁浦灣のいずれかにドライドック建設許可を求めている(同上五四三頁)。

(11) 『横須賀製鉄所一件』(前出) 所収資料「慶応二年二月英國代理公使宛浮ドックの地再度拒絶回答の件」(『県史資料編』一五、前出、五二六～五二七頁)。

(12) 先の『造船所建設の趣旨』の案文には『肝要な軍艦を不絶大君政府の爲め整へ置かんがため』(傍点筆者、『県史資料編』一五、前出、五五三～五五四頁)とあり、『大君政府の永久国力に關係せる建物を取建る事』(同上五五三頁)を各國公使に知らせるべしとウェルニーは考えていたようだが、結果的には前述の無難な表現となっている。

(13) 『清國ニ於テ西式造船所ヲ開設セシハ同治六年丁卯前浙閩総督恪靖侯左宋榮ヲシテ仏國海軍大尉ジキエール等ヲ聘セシメ福建省福州府ニ之ヲ建置セシモノヲ以テ創始トス其我邦ヨリ後ルムト二年有矣』(船廠史第一卷三七頁)ということから同様なやり方で本格的な造船所が中国にも建設されたのである。

二 造船所組織の特質と構成員

(一) 雇傭人主導型組織としての造船所

(一) 『設立原案』にみられる雇傭人・内國官吏(武士職員)の地位・役割

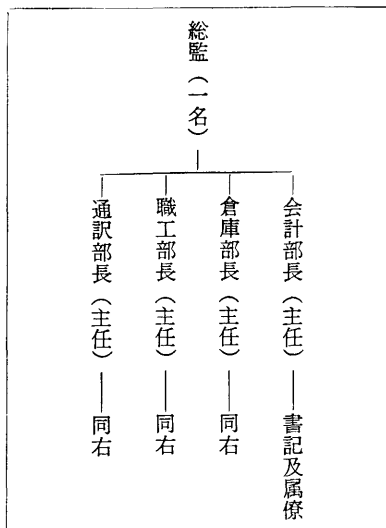
横須賀造船所は前述の如くの目標を持ち建設を開始したが、その組織について次にみることにしたい。

造船所は包括的な工場プラント一括輸入の形で移殖されるが、工場の建物の建設や土木開削作業そのものから建築材料(とくに煉瓦)まで従来の日本の技術では間に合わず、すべて雇傭人の指導のもとに開始され工作機械の取付け、操作から組織管理、労務及び人事管理まで大部分が彼らの掌握するところであつた。日本人は彼ら雇傭人のもとで何もかもはじめから修得しなければならぬので幕府はこの造船所を『西式工業ノ創起場』(船廠史第一卷七頁)と形容するほどであつた。しか

し実際には後になつて横須賀を訪れたフランス人によつていみじくも指摘されたように『それは仏蘭西人の小植民地であつて之を構成するのは経営、医療及二十五人の仏人工長並に職長である』⁽¹⁾という状況であつた。すなわち、フランス海軍の造船工場という形容がそのままではまつたとさえいへよう。

そのような形容を可能とさせる造船所の組織と組織管理の様相を『設立原案』に従つて考察しようとした時、基本的な性格としていえることは造船所組織は雇用人主導型組織だということであろう。当時予定されていた内国官吏組織は『設立原案』によれば第一図の如くであつたが、雇用人の組織は第二図の如くであつた。この二つの図を比較して言えることは、組織の中心が雇用人の技術者及び職工であるというばかりでなく、書記や会計、建築作業とそれらの指導も含めて造船所が単に雇用人主導型の組織であるという点を通り越して首長ウエルニーを中心とした雇外人の経営組織ではないか、と感ぜられる事である。

第一図 内国官吏組織



(注) 船廠史第一卷五頁一八頁。日本人としては、この他に、衛卒、技士・技手生徒、職工がいた。

『設立原案』には、『造船所首長ハ日本政府ト稟議ヲ要スルコトアレバ若年寄酒井飛彈守以下ノ造船所創立委員ニ就テ之ヲ具申スベシ而シテ政府ハ之ニ対シテ指令ヲ下シ以テ凡百ノ事項ヲ制定ス首長ハ三箇月毎ニ工業ノ現況及経費ノ予算ヲ具申スベシ』(船廠史第一卷八〇九頁)とあり、重大事項の決定上の制約や定例的な報告義務が首長に課せられていたとしても、先の文書に引き続いて『而シテ工業及歳計ヲ区処スルハ首長ノ特權トス私人会計課長ハ内国人会計吏員ノ調製シタル勘定書ト雖総テ之ヲ検閲シ且之ニ署名セシ後実行スルモノトス且会計課長ハ内国

第二図 雇外人組織

(船廠史第一卷九頁～一〇頁)

會計課長
建築課長
工事課長
——
首長(一名)——次長(三名)

職名	頭目	属	工
書記	一名	〇	
船工	一名	二名	
塙隙	〇	一名	
鎮鉄	一名	三名	内一名整飾職業ノ者ヲ採用スベシ
鑄造	一名	三名	
製罐	一名	四名	
旋盤	三名	八名	内一名模型職業ノ者ヲ採用スベシ
鋳鑿	一名	一名	
運用	一名	一名	
建築	一名	三名	
合計	十一名	二十六名	

本年八月及十二月
依リテ本文雇外人
定員外ニ醫院及製
工長舎密工三名
ヲ増設セリ

事仏国海軍士官ノ指南』のもとにある組織であつた。

それ故に、内国官吏の仕事は極めて限定されており、『設立原案、第五節』、内国官吏組織事項においては、(一)職工の採解管理、(二)職工の賃銭管理及昇進(平職工から頭目へ)、(三)職工の定着化促進、(四)職工の勤怠管理といった職務を与えられていたにすぎなかつた(船廠史第一卷二一～二三頁)。しかも『造船所建築及山地開墾海岸埋立ノ工業ヲ起スニ当リ内国官吏ハ首長ノ為ニ協力スルヲ懈ラザルベシ然レドモ艦船及機械ノ製造修理ニ至リテハ総テ仏人ニ委託スルモノトス』(同上第一卷一六頁)とされており、内国官吏の仕事はほとんど傍系的なものに限られていた。しかも彼らに与えられた職務もそのほとんどが雇外人の指示に従つて行なわれるものが多く、雇外人職工も形式上『頭目及属工ハ内国官吏ヨリ直接ノ命令ヲ受クベシ』とさ

人倉庫吏及仏国人工事課長ヨリ物品ノ購入ヲ要求スルトキハ其注文書ヲ調整シ首長ノ准可ヲ経テ之ヲ外国商社ニ命ズルモノトス』(同上第一卷九頁)とある如く雇外人によつて組織の運営権はしつかり握られていたのである。工場の建設、運営、物品の購入の権限は首長に対し幕府より大きく委譲されており、雇外人の採解管理、報酬管理、福利厚生に關しても首長ウエルニーの實質的な支配のもとに置かれていた。それ故、内国官吏は後に見えるように技術者、職工が雇外人から技術を見習うのと同様に経営や事務について見習うという『百

れてはいたが、その命令についても『先づ之ヲ首長ニ報告シ其認可ヲ経ルニ非レバ執事セザルモノトス』(同上第一卷二頁)と規定されていたため、雇用人頭目、職工は完全にウエルニーの指揮下にあつた。また日本人職工にあつては『職工ハ業務ヲ執ルニ当リ百事工事課長及頭目ノ指示ニ従ヒ以テ仏工ノ技能ヲ見習フベシ決シテ自己ノ意見ヲ述べ又ハ他人ノ指揮ヲ受クベカラズ』(同上第一卷二三頁)とされ、現場における生産管理、技術伝習も全て雇用人の管理下にあつたといえよう。まさに雇用人主導型組織の面目躍如たるものがあつたといえよう。

(二) 建設過程における雇用人の主導的地位の確立過程

雇用人は今述べてきたように制度上では確かに大きな指導力あるいは権力を持つて造船所運営や建設を委任されたことが判明した。しかしこの点については実際に『設立原案』の示す通りに事が運ばれたのか、という点で多に疑問が生まれるのも当然である。この点を慶応二年の後半に生じた首長ウエルニーと内国官吏との確執を題材として考えてみたい。⁽³⁾ここでは詳細にわたつてその事件を扱えないがその大略は以下のようなものであつた。

事の発端は慶応二年の七月頃、製鉄所建設が開始され、内国官吏が配置せしめられ始めたことにある(後述)。「設立原案」にあつた通り内国官吏はウエルニーのほぼ一元的支配下にあるはずであつたが、いざ仕事を開始してみると首長ウエルニーに従わぬ者が出て来た。そのうちの一人井上某(調役下役か改役の一人と思われる)が無断で造船所から離れ職務を果たさずにいたのに対しウエルニーは解職を命じた。しかしその当時、内国官吏側の総取締役(『設立原案』に「総監」とあつたもの)であつた調役益頭駿次郎⁽⁴⁾がその処分に反対し、井上某をかばい、かつ配下の倉庫主任(倉庫部長)大橋宥之助を製鉄所から何らかの理由で立去らすという内国官吏の人事を行ないウエルニーと対立したのである。益頭としては、自分は幕臣として働いているのでありウエルニーの部下ではないという意識を持ち、しかも職制上内国官吏の総取締役であつた故に内国官吏の人事

を一手に掌握しているつもりでいたのだろう。ウエルニーはこうした行為に対し幾度となく警告を發したのだろうがついにがまんがならず、一つの組織に二人の長は必要でないと断言し、次のように述べてフランス公使に何らかの処置を求めた。

『製造場は二人独立之酋長を得たり如斯之仕方ハ諸事を取扱ふにあたり甚煩わしきことのみ多きは勿論なり且役人等其処に立合わざるときは職人等卒に仏人之指示に従ふことなし且此役人等は虚威を張り是かため余等が職人も難決すること多し……余日本江来りし已來曾て総体之規則たるものは一も受取りしことなし余已を得ず仏国之規則に従ひ処置し来れり且又余日本役人との交際において常に寛怒温和を旨とし事を処置することは余におひて確然たる処なり其役人等は仏人に対し公然と恕しがたき事ニ事あり虚言と命に違ふとのことなり』⁽⁵⁾

以前よりこのことを承知していた公使ロセスはこれをフランス海軍士官並にフランス国家への侮辱とみなし、さつそく幕府老中へ抗議文を提出した。その内容の一部を示すと以下の如くであつた。

『ウエルニー君は国帝政府之信任を受くる人にして其許等も彼を用ひらるゝ上は斯く同様たるは当然の事なり彼に委託せられし任の諸事を遂ぐるは彼一人なれば横須賀並に其附属たる横浜の製鉄所首長たるべきは彼一人にあり諸人ウエルニー之命を取行ふことを否み製造場並に右製鉄所におひて彼に断りなく事を処置するとのことは余程以前より余申立ることを得たりしなり通例之役人ウエルニーより出すべき命に反せし差図をなすを勝手たるは余も確然知る処にして製造場諸入費之ことはウエルニー一人にて事を断すべきに尚此事を十分に処置せんと望まるゝと思われたり……諸事を処置するは彼一人に限る……右に閣下に述べ来りし事又再び起るときは余も無余儀ウエルニー及び製造場にある諸仏人等の任を廢し止むることに成行べし』⁽⁶⁾

あわてたのは御老中達であつた。造船所建設の協力を中止するとまで言う公使の脅迫に近い手紙に対し以下のような返事をした。

『一躰前書兩製造場之儀は素より我政府之請求に応し其許懇篤之周旋を以サマヂステ貴国帝之恵により専ら我国裨益を起し候為めに有之間聊なりとも不都合之筋は除き速に造築之功を遂候様可取計善なればモツシユールウエルニー書中に申立し条件之趣は夫々処置いたし同人落意および候様所置可及旨下野守江下命いたし候間不惡被心得モツシユールウエルニー江可然慰諭有之様頼入候此段回答如此候拜具謹言』⁽⁷⁾

このような井上河内守、稲葉美濃守、松平周防守の連署による返事によつては、公使、ウエルニーの意向通りとなる。そしてウエルニーの要求通り井上某、及び益頭になんらかの処置が下されたと思われる。⁽⁸⁾

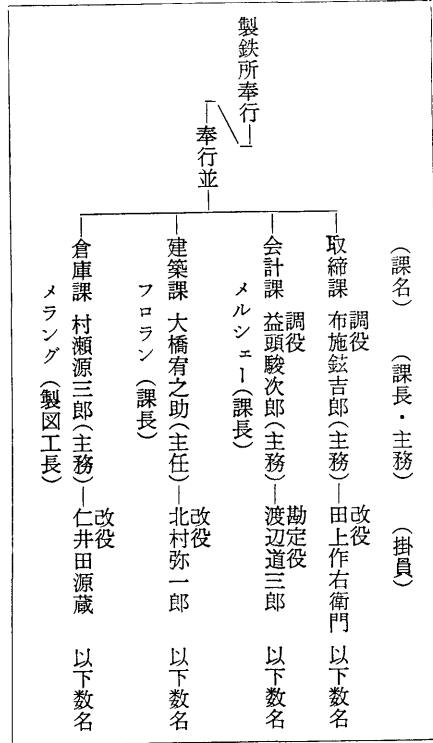
ところでこうしたことは内国官吏の組織に (一) 不必要な総取締役職があること、また (二) 日本側に組織に関する諸規則がなく、指揮系統がはつきりしなかつたこと、や職務そのものが不明確であつたこと、そして (三) 幕閣中に専任の製鉄所担当役員が存在せぬことによつて議決の遅い老中會議に頼らざるを得ず問題がこじれるのだとして以下の如き改善要求をウエルニーは提出した。⁽⁹⁾ 公式組織に關してみると、小栗上野介に『本所ニ全権委員ヲ置キ以テ諸般ノ事項ヲ総理決行セシムルヲ要シ又所内ノ事務ハ取締役會計建築及倉庫ノ四課ニ分チ属僚ヲシテ之ガ分担ノ責ヲ明カニセシムベシ』(船廠史第一卷七八―七九頁)と請求し組織の官僚制化を進めようとしたといつてよいだろう。これが慶応二年二月一九日のことであつた。幕府はさつそく『製鉄所奉行ノ官職ヲ置キ』(同上七九頁)、翌年二月二九日に組織改革と人事を行なつた。それは第三圖の如くである。内国人官吏組織の要職に雇仏人も顧問として配置され雇仏人の組織上の地位と職分が内国官吏に明示され、彼ら雇仏人の権限、指導力が強められた結果になつたといえよう。なお益頭駿次郎はその際、職制上の地位としては会計主任として降格されていたことがわかる(船廠史第一卷八二頁)。

以上のような慶応二年の秋から冬にかけての一連の出来事は、建設中の造船所内において雇仏人が『設立原案』に示された如くの権限、指導力を名実ともに獲得していく過程を示したものである⁽¹⁰⁾。と同時に、『仏国之規則』に従つて職制上の近代的官僚制化が雇仏人の力によつて押し進められようとした過程でもあつたと言えよう。

さて、以上の記述から横須賀製鉄所が名実ともに雇仏人主導型の組織であつたことが認識しえる。それ故、明治時代の雇外国人の評価の如くに彼らを日本の近代化の単なる補助者、助言者あるいは脇役としての「生きた器械」にすぎぬものと考へることは出来ないだろう。⁽¹¹⁾ まさに日本近代化の推進者であつたとさえ言えるかもしれぬ。また雇仏人は『工事課長以下諸

第三圖 横須賀製鉄所事務分課 (慶應三年)

(船廠史第一卷八一～八二頁)



る明治の雇外人と比べても注意したい点である。それ故、造船所の運営、建設にあたって彼らが示した努力に従つてその持つ権限、指導力も強化されていたのであろう。単なる助言者、スタッフでもなく、本国政府の威信にかかわるといふ使命感が存在することそれが幕府造船所の雇外人の特質といえよう。このことは後の造船所運営を考える上で注意しておきたい点である。

(二) 日本人職員・職工の出自と身分差別

ところで幕府は、この造船所をいずれ日本人の手で運営管理させかつ日本人の手によつて艦船の製造を行なう予定だったのであるから、当然のことながら将来工場の経営管理及び一般事務、技術管理や現場労働を担当させるのに必要な人々を全

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察

員ハ從來仏国政府直轄ノ工場ニ就職シテ充分ノ経験アル者ヨリ選抜シテ之ヲ雇ヒ艦船ニ機械ニ及土木ニ諸職各々其人ヲ得テ我製鉄所創立ノ功ヲ全フセンコトヲ努メタリ(船廠史第一卷三八頁)としたウエルニーの用意周到さのもとに集められており、長崎の海軍伝習及び製鉄所建設のために来邦したかつてのオランダ人達と同様、フランス側としても国威をかけて人選し仕事に精勤したものと思われる。

この点も、山師的な人間が混入したといわれ

て横須賀に調達せねばならなかつた。

まず造船所の職員階層（事務、技術官吏）たる内国官吏として召集された人々を一欄にすると第一表の如くなる。これは慶応二年の分についてののみ集計したもののだが、一目でわかるように全て武士である。これは、幕府が製鉄所奉行は高二千石で芙蓉の間諸大夫の待遇とし、奉行並は高千石の役職と規定し共に老中の所管とし、その配下に調役、改役（持高の他に職禄金百両）、及び調役下役を置きともに奉行の支配下に置くという規定を定めておいたからである。⁽¹³⁾

第一表 横須賀製鉄所武士職員配置状況

採用年月日	旧職	氏名	新役職	持高役料
(一) 慶応二年五月七日	函館奉行属僚	立廣作	製鉄所訳官（改役）	高三十俵二人扶持外二十五人扶持金五十兩
(二) 同 右	軍艦組	田中周太郎	同右伝習生兼訳官（機械方）	高二十人扶持手当金三百兩
(三) 同年 六月一四日	騎兵差図役並	河合捨吉	同右伝習生	不詳
(四) 同年 七月		益頭駿次郎	総取締（調役）	高百五十俵 役金百兩
(五) 同年 七月		大橋宥之助	倉庫主任（調役）	同右
(六) 同年 七月		増田多録郎	会計専務	不詳
(七) 同年 七月		渡辺道三郎	工夫分配掛	同右
(八) 同年 七月		村瀬源三郎	工事取扱（調役）	高百五十俵 役金百兩
(九) 同年 八月二九日	(火消組齋藤伊三郎嫡子)	齋藤寅吉	製鉄所伝習生	不詳
(十) 同年 九月 三日	(大砲差図役属僚坂本兼太郎弟)	坂本雄次	同右	同右
(十一) 同年 二月二九日	寄合	一色撰津守	製鉄所奉行	高千石 役高二千石
(十二) 同 右	寄合	古賀謹一郎	製鉄所奉行並	不詳

注 (一)～(九)は船廠史第一卷六四頁。四～(六)は同上、七二頁。(七)～(九)は同上、七八頁より。尚、持高役料については、同上、九六～九七頁より。

第二表 明治五年造船寮十四等出仕拔擢者氏名族籍表

明治元年七月二十日	東京府平民農	鑄鑿職一等頭目	渡 辺 渡
造船所へ雇入			
明治三年正月廿三日	同府 平民商	製図職	小野庄作
同			
慶応元年七月	同	機械職一等頭目	小宮亀三郎
造船所へ抱入			
明治二年三月	同	銅工職	製罐職一等頭目 武野市太郎
造船所へ雇入			
慶応二年九月	同	神奈川県平民農	製図職一等頭目 佐柄木清吉
同			
同元年十二月朔日	同	同	船工職一等頭目 志村金藏
同			
同 年七月十三日	同	同	鍊鉄職一等頭目 石黒八右衛門
同			
同 年十月	同	同	船工職一等頭目 吉村伊三郎

(注) 船廠史第一卷三〇九―二〇頁

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察

それに対して職工階層の人々はどうか。『設立原案』によると『内国官吏ハ職工ノ雇入ニ当リテ我邦ノ工式ト欧米ノ工式ト相乖戻スル所アルニ拘ラス務メテ其業務ノ相近キモノヨリ採用スベシ例之バ木工ヲ造船工場ニ鍛工ヲ鍊鉄工場ニ採用スル類ノ如シ』(船廠史第一卷二二頁)とある如く、まず旧来から存在する職人がその募集の対象となつていた。とくに戸田号の製造で有名な伊豆半島の船大工達は後に横須賀造船所の工長となつた上田寅吉をはじめその多くが造船所に雇われたとも言われている。⁽¹⁴⁾ 本来的にはこのように職人層が伝統的技術を生かして雇用の中心となつたのであろうが、しかし明治五年(一八七二)の職工八名の地位昇進に関する記録をみると職工の出自が職人層のみに限られていないということがわかる(第二表参照)。しかも後に詳しくみるように、造船所内の学校において体系的な技術教育を与えようとしていた職工生徒は『横須賀地方ノ各村』(船廠史第一卷八五頁)に求められていたのである。⁽¹⁵⁾

しかし職工は平民階層のみから供給されたと考えられない。元治二年(慶応元年)、横須賀造船所が建設されようとする時、『器械製作方、雇入れの建白』⁽¹⁶⁾がなされたがその一節を引用すると以下の如くであつた。

『諸組同心そのほか身分卑しき者の部屋住み、次、三男厄介などの内、活計のため鍊鉄の業等、内実内職等仕り居り候ものもこれあるべく、右を引揚げ相当の御手當下され、製鉄所御用の方へ御遣い方いたし候方やと存じ奉り候に付き取調べ候処、書面名前前の者どもは、鍊鉄等の業相応に取

廻し候ものに御座候間、御軍艦操練所器械製作方御雇いの名儀に仰せ付けられ候よう仕りたく存じ奉り候』
 当建白書の書面にあげられた人々を一欄にして示せば第三表の如くになる。このことから下級武士階層が名目はともかく雇用され『職人へ打ち交り働』くこともあつたということに注意しておくべきだろう。ただその数においては一般平民層の方が圧倒的に多かつたと考えておきたい。

さて以上の如く造船所にて働く人々の出身階層を考慮してみても気がつくことは、その特徴的なこととして今日という職員階層の事務・技術吏員を武士階級(旗本、御家人の次三男を中心とする)の中から造船に役立つと思われる役廻りのものを選択して配置させたのに対して、一般の現場労働者たる職工には平民階級の中から造船技術に役立つであろう職人を募集したり、

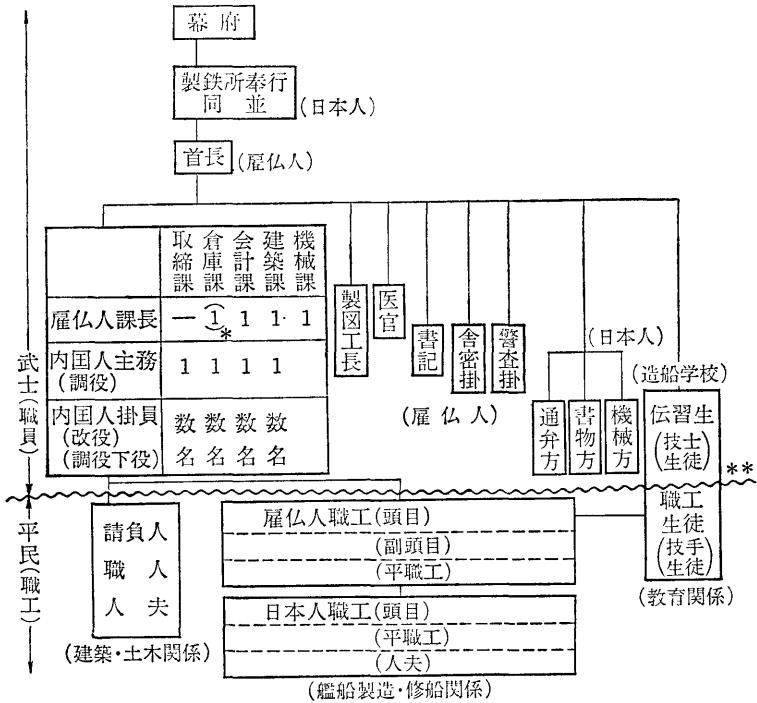
第三表 職工雇入れ武士一欄表

賄新組	善次郎	丑歳二十六
小普請組	曲淵安芸守組 平次郎伴	篠田平吉 丑歳二十九
持筒之頭	曾我主水組同心 若山三十郎厄介伯父	善積鑑蔵 丑歳三十一
黒鉄頭	柳田勝太郎 一郎三男組	小倉久蔵 丑歳二十三
同	同 祐三郎弟	加藤富蔵 丑歳十八
持筒之頭	大久保隼人組同心 作事方勘定役出役 大久保正助厄介弟	井上源次 丑歳二十一
	岩城左京大夫家来 百助弟	鶺殿与五郎 丑歳二十五

(注) 特海舟『海軍歴史』巻の二十一「横浜及び横須賀製鉄所創設の中」(同全集一三、勲草書房一九七四年)二八三〜二八七頁

将来の下級技術者、職工長(頭目)階層に配置せしめようとして横須賀近郊の農民子弟を調達しようとしたことであろう。これを原則的にみれば、いわゆる肉体労働をするのは一般平民で、身分的に高い武士は知的あるいは監視的管理作業を担当するということである。これは当時の封建的社會關係が直接横須賀造船所内にも反映したということであろう。それ故、内国官吏と職工との間には大きな身分的断絶があり、内国官吏はたいした仕事をしないにもかかわらず大変威張っていたらしい。ウエルニーは『職人等小役人を評して適當之名を得たり彼等を呼て国帝等と云ふ』¹⁷⁾状況を

第四図 慶応三年頃の横須賀造船所組織概略図



注* 製図工長の兼務。
 **身分区分線。
 (なお、会計・建築・機械の雇人) 課長は副首長兼務。

フランス公使へ伝えていほどで、彼らは職工に対しても雇人に對して尊大にふるまっていたようである。
 しかもこのことは、造船所に体系的技術者、職工教育を施すために設置された造船学校においてより明確に反映されていた。それを設立原案によつて示せば以下の通りであつた。

『日本政府ハ他年内国人ヲシテ雇人ニ代リテ造船事業ニ当ラシムル為メ造船所内ニ学校ヲ興シ以テ技士及技手タルベキ人材ヲ養成スベシ故ニ少年士族ヲ撰抜シテ技士生徒ヲ置キ通訳部長ヲシテ其授業ヲ掌リ仏語及工学諸科ヲ講習セシメ工事課長モ亦本務ノ余暇ヲ以テ之ヲ教授スベシ而シテ又雇人頭目ヲシテ少年職工ヲ撰抜セシメ之ヲ技手生徒ト爲シ日々午前八工場ニ在リテ各自ノ本業ヲ修メ午後学校ニ上リテ図学其他必要ノ学科ヲ習肄セシムベシ其学規ノ如キハ総テ仏国海軍ノ校則ニ模倣スルモノトス』(船廠史第一卷一三(一四頁))

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察

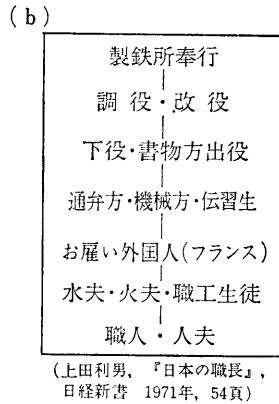
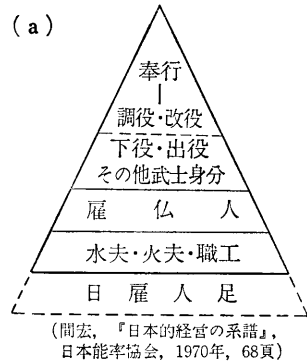
この如くに封建的身分関係の再生維持が意図されており、このような身分関係が色濃く反映された組織構成は後の日本の組織を考える上で注意したい点である。⁽¹⁸⁾

それでは今までの議論をまとめる意味で、慶応三年頃の横須賀造船所(製鉄所)の組織の概略を示しておきたいと思う(第四回参照)

四回参照

- (1) ジャン・ラウル、倉永小三訳『横須賀海軍工廠の創設と仏蘭西人に見たる黎明記の日本』二六頁。(原題：Jean Raoult, "Les Français au Japon: La création de l'arsenal de Yokosuka." Revue Maritime, Mai 1939.) なお、これとよく似た表現が、ナスケ『日本見聞記——フランス人の見た明治初年の日本』(野田良之、久野桂一郎訳、みすず書房、一九七七年)一三三頁にもみられる。(原題：Le Japon De Nos Jours, Hachette, Paris, 1877.)
- (2) 秋本益利「横須賀製鉄所の建設——堤家文書を中心として」(『横浜市立大学論叢』第二巻第四号)七九〜八一頁。雇外国人は建築及山地開削海岸埋立請負業者等の管理にも大きく開与していたことにも注意したい(同論文、七九〜八〇頁)。
- (3) 『横須賀製鉄所一件』(前出)所収資料「慶応二年十月二四日、仏国公使来翰、製鉄所役人、ウエルニーに不服従の件」(『県史資料編』一五、前出)五五七〜五五八頁。「慶応二年十月二七日、仏国公使来翰、同前件」(同上)五五八頁。十月二七日の書翰には公使宛ウエルニーの手紙二通、奉行へ一通、益頭宛手紙一通が含まれている(同上)五五八〜五五九頁。「慶応二年十一月七日、仏国公使宛、ウエルニーとの葛藤に付、善処すべき旨回答の件」(同上)五六二頁。
- (4) ここに登場する益頭駿次郎なる人物は、万延元年(一八六〇)の遣米使節、及び文久元年(一八六一)の遣欧使節の一員として活躍した人物と同一人物である。なお、訳官として慶応二年五月に造船所に雇われている立廣作は遣欧使節に参加した人物であり、造船所には経験のある人物が配置せられたと考えてよいだろう。渡辺實『近代日本海外留学史』上(講談社、一九七七年)一三五〜一四八頁。
- (5) 「慶応二年一〇月二七日、仏国公使書翰、別紙三」(前出)、『県史資料編』一五、前出)五六〇頁。
- (6) 「慶応二年一〇月二四日、仏国公使書翰」(『県史資料編』一五、前出)五五七頁。
- (7) 「慶応二年一〇月七日、仏国公使宛、回答の件」(前出)、『県史資料編』一五、前出)五六二頁。
- (8) 具体的処置については残念ながら不明。なお、「横須賀製鉄所幕府官吏」一覽表に「井上耕助」(調役下役)なる者の名がみられるが、これが井上某と同一人物であるとするウエルニーの希望通り解職という処置はとられていないことにならう(一覽表は船廠史第一巻九六〜九八頁)。
- (9) 「慶応二年一〇月二七日、仏国公使書翰、別紙三」(前出)、『県史資料編』一五、前出)五六二頁。その一つは以下の如くであった。『此節居合する役人は会計兼用意品懸り蔵庫出入懸り作事方之三局に分つべし且彼等に首長之免許なく他出すること及び是を換ゆること出来しが、たき事』(同上)
- (10) 横須賀造船所の組織について、しばしば雇外人の地位が低く位置づけられることが多い(a)、(b)両図の如く)が、内実を詳しくみると多少疑問の余

地が生じよう。



(11) 梅溪昇『お雇い外国人①概説』(鹿島研究所出版会、一九六八年)は『わが国がお雇い外国人を多数招聘しながら、彼らを近代化の補助者、助言者としてよく使いこなし、かつ近代化に関する政策決定の主導権を政府指導者たちが堅く保持した』(二二一～二二二頁)とするが、これは明治時代の雇外人に主にあてはまったことと言えるだろう。なお『生きた器械』といつたのは周布政之助である(同書、二〇〇頁)。

(12) 高橋邦太郎『お雇い外国人⑥軍事』(前出)。及びオールロック『大君の都——幕末日本滞在記——上』一五二～一五四頁。とくに長崎製鉄所建設に重要な役割を果たしたハルデスの如き人物と比較して。

(13) 小中村清矩『官職制度沿革史』(原書房、一九七六年、復刻版)三四八頁。笹間良彦『江戸幕府役職集成(増補版)』(雄山閣、一九七六年)四〇七頁。なお、伝習生には、洋学伝習所より仏学生徒あるいは開成所より補充されることとなっていた(船廠史第一巻六七頁)。

(14) 嘉永七年(一八五四)、ロシア外交使節プチャーチンの乗船ディアナ号が伊豆下田に碇泊中、津波にあつて大破し、修理の為に伊豆君沢郡(現、田方郡)下田村へ回航中沈没したため、プチャーチン一行は戸田において帰国用の帆船を作製することとなつた。その時日本人船大工が動員され、そのことによつて洋式造船技術の実地修得の機会が日本に訪れたのである。長さ八一フィート、幅二三フィート、吃水一〇フィートの二本マストのスクーナ船戸田号(ロシア名シコナ号)が建造された。この時以来、戸田出身の船大工が近代造船に大きな役割を果たすようになった。また、荒畑寒村は自伝において自らが働いた横須賀海軍工廠木工部の職工は『ほとんどみな伊豆の下田あたりから来た船大工』であつたと述べている。荒畑氏の工廠職工時代は日露戦争の頃であるからこれは一つの伝統となつていたのかもしれない。荒畑寒村『寒村自伝』(岩波書店、一九七五年、上巻)七二頁。なお戸田における造船については、寺谷武明『日本近代造船史序説』(巖南堂、一九七九年)第一章「本邦造船事始——幕末戸田の造船について」参照。

(15) 船廠史には『横須賀村農民勝右衛門ノ長男以下九名』とあるが、『横須賀日日新聞』所載「横須賀の夜明け前後 第五回」(昭和十二年二月四日)に

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察

よると詳細は以下の如くであった。

- | | | | |
|--------|--------|-----|-------|
| 横須賀村農 | 勝右衛門男 | 勝藏 | (十四年) |
| 同 | 四郎右衛門男 | 兼吉 | (十一年) |
| 同 | 太右衛門男 | 彦藏 | (十二年) |
| 同 | 市郎右衛門男 | 物三郎 | (十二年) |
| 同 | 新五郎男 | 久次郎 | (十三年) |
| 東浦賀船匠 | 勘左衛門男 | 市藏 | (十六年) |
| 中里村 | 與右衛門男 | 富五郎 | (十五年) |
| 同 | 善助男 | 伝吉 | (十五年) |
| 江戸深川不詳 | 利兵衛男 | 房吉 | (十六年) |
- この記事は次のように伝える『この時に入所したものは一人も残らなかったのは妙である。全部途中で学業を廃し退所した。それは無理もない。この頃の学問は、全部フランス語その儘の教授であつたからだ。自分の名も書けぬ百姓の子がフランス語でいわれたのでは山形山中の田吾作がニューヨークの街の真ん中に放り出されたようなものであつたかもしれない』。以上は、日本労働運動史料刊行委員会編『日本労働運動史料』第一巻(一九六二年)九九頁より引用。
- (16) 勝海舟『海軍歴史 巻の二十一 横浜および横須賀製鉄所創設の中』所収、(『勝海舟全集』一三、前出)二八三―二八七頁。引用は二八六頁より。
- (17) 『横須賀製鉄所一件』(前出) 所収資料「慶応二年十月二七日 仏国公使書翰別紙ニウエルニーの公使宛書翰」(『神奈川県史資料編』一五、前出)五六―六一頁。
- (18) 藤田若雄『日本労働協約論』(東大出版、一九六一年)第一篇において、これは「従業員の階層的階層構成」として強調されている。

三 造船所組織構成員の異質性とその問題点

〔一〕 造船所と三つの雇用関係

以上から幕末横須賀造船所の組織、組織構成員、分業体系、構成員の出自、組織目標などが知り得たと思われる。よくよく考えてみると幕府が所有するこの造船所には各々異質な社会―文化的背景 socio-cultural background を持つ人々が

集まつて一つの全体に組織されているという興味深い事実に気づく。つまり大きく見れば日本人とフランス人といった文化的に著しく異なつた社会と伝統の中に育つた人々が分別出来るが、ここでは日本人を武士と職人を中心とする平民とに分けて、三つの社会——文化的背景の異なつた人々の複合体として横須賀造船所をとらえてみようと思う。要は、異質な社会的背景を持つた人々の接触は造船所の運営にとつて何らかの障害とならなかつたか、という点を考えてみたい。以上の点を、とりあえず三者の造船所所有者たる幕府当局との関係、すなわち雇用関係の面で捉えてみると次のようになるだろう。

まず雇外人と幕府との関係は、『設立原案』によれば『雇入期限ハ仏国出発ノ日或ハ仏国ニ在リテ我造船所ノ事務<sup>雇入機操ヲ
商社ニ注文</sup>シ其製造
検査スル類ニ服スル日ヨリ起算シテ四箇年トス然レドモ雇入後一年ヲ経過スレバ彼我ノ便宜ニ因リテ解約スルヲ得ルモノトス』(船廠史第一卷一〇頁)と明記されていた如く雇入れ期限の明確な欧米的雇用契約を締結し、待遇や俸給、手当昇給等について明確な形で雇用関係が成立していたといえよう。⁽¹⁾ 一般的に言つて雇外人は契約の履行に嚴重であり、職務について忠実であるとされるが契約上の権利の主張においても非常に細かく、給与をはじめとして待遇についてもその要求はうるさかつたといわれ契約書の作成についてはかなり日本側も注意を要したらしい。⁽²⁾ 多少時代が下がつてしまふが雇外人の雇用に關して明治政府より『外国人雇入方心得』なるものが明治三年(一八七〇)外務省達として布告され、その第四条には『雇入候ニ付而者右使用之年季給料并給料渡方之前後及支度金等諸勘定向後日議論無之様発輝ト取極置可申事』とあつたほどである。⁽³⁾ これをみても雇外人との契約は注意深く行なわれていたといえよう。これは横須賀製鉄所雇外人にあつても同様だつたと考へてよいと思われ⁽⁴⁾る。

これに対して内国官吏たる幕府役人は先に述べたように旗本、御家人を主体としていた。彼らは幕臣としては、お目見以上か以下か、あるいは、世襲か一代抱えかの違いはあつたとしても終身的な封建的主従関係を幕府と結んでおり、身分に應じた石高を持ち幕府の必要に應じて製鉄所に任用されるという関係にあつた。これは幕府よりの知行、家禄、禄米のあてが

い(御恩)に対する奉公として職務を果たすという封建的主従関係を中核とした関係をとり結んでいたといえよう。しかし、(一)製鉄所内の職制を含めて幕府職制のほとんどがそうであつたように職制上の上下関係には何ら主従関係があるわけではない。(二)役職に対する勤務手当に近い御役料、御役高、御役金、御役扶持、御合力米、御四季施代などが支払われ一部に職務給的な報酬体系が生じたり、これらの制度によつて小禄の者でも高位の役職への抜擢も可能となり人材の流動性が生じていた。(三)幕藩時代の上級武士も漸次、知行形態(現実的な土地支配に基づく土地所有と貢租徴収)から藩庫から禄米を支給される蔵米取形態による収入維持の方向へと進み、土地から切離され幕藩体制下の下僚、属僚の如くになつた。(四)軍役(番方)が減少し幕府職制上の役方(行政管理職)の体系そのものが整理され、幕末には内閣制度的な官吏制度が生じ始めようとした。(五)幕末には実際、役高制を利用して身分卑しいとされた小禄者に対しても能力主義による抜擢人事が盛んになり、役職と官位、家禄との関連が薄まり身分的職分観に対し機能的職分観が生じたという諸点で、かなり近代官僚制的慣行も生まれそこに近代化の萌芽があつたことは見逃がせない。だが、そうであつたとしても、依然としてそこに官位、家格、石高などによつて役職への採解、異動、昇進等については世襲制を中核とした属性主義的制約も強く、奉公意識、主従関係意識を中核とした伝統的幕府官僚制度の枠内に留まつている側面が多かつたものと考えべきだろう。

一般的に幕府職は、時代によつて大きく異なるとしても、(イ)大老以下万石大名以上が就任する職務(一二種)、(ロ)旗本、布衣以上の者が就任する職務(八〇種)、(ハ)御目見以上の者(六百石〜百俵)が就任するもの(一〇六種)、そして(ニ)御目見以下の者(二百俵以下、それはほとんど一代抱の者である)が任じられる職務(三三五種)に分類できるとされるが、それは先に見た如く横須賀製鉄所にもあてはまつた(第三表参照)。製鉄所奉行、奉行並が上級旗本のつく仕事とすれば、以下においても御目見及び御目見以下の武士の仕事と整然と区別されていた。そして一般に奉行層のものが頻繁に交替(転任、昇進)するのに対して下僚、属吏(属僚)と呼ばれる御家人層は転任、昇給が少なく、かつ役所の事務は年功の下僚任せに成りがちであつたと

第三表 幕府製鉄所官吏俸給表

製鉄所奉行 ノ 並	高千石 役高二千石 (兩) 高百俵 役高千石
調役	高二十人扶持 役金百三十兩 高百五十俵 役金百兩
改役	高八十俵 役金七十兩
調役下役	高四十俵扶持 役金六十兩
改役兼通弁方	高三十俵二人扶持外二十五人扶持金五十兩
機械方 (書物方出役, 通弁方, 伝習生は不詳)	高二十人扶持手当金三百兩~二百五十兩

(注) 船廠史第一卷九六~九七頁より。

されるが、これも当造船所にあてはまつたと思われ⁽¹²⁾。以上の如く近代官僚への進展傾向の中にも封建的、身分属性的、丸抱え的な雇用関係があつたといえるだろう。

さて第三の職人を中心とした平民の場合、いわゆる幕府御用職人といつた特権的職人は別として、造船所に雇われた職人を中心とした平民は、幕府造船所当局とは何ら主従関係があるわけではなく、仕事の必要に応じて募集され解雇される純然たる賃労働関係にあつたと思われる。一般に職人(平職人)は親方徒弟制のもとで徒弟修業を終えれば、一定期間のお礼奉公のあと将来一人立ちして親方となることを目標として、あちらこちらを修業の為に旅をすることが慣例になつているし、また少しでも賃金の良い働き口を見つけてはよく移動する傾向があつたといわれる⁽¹³⁾。とくにこの傾向は「渡り職人」といわれる者に多かつた。このことはこの造船所に雇われて「職工」と称された人々にもあてはまつたと思われる。それは(一)ですでに引用した文章ではあるが『設立原案』において職工教育は『甲熟スレバ乙ニ伝へ乙熟スレバ丙ニ伝へ各自相競ヒテ其伎倆ヲ進マシメ』(船廠史第一巻七頁)とされる如く、熟練(親方)職工の指導を基本としたみよみまねの現場教育を中核としていたこと、また(二)造船所内の職工教育が十分制度的にも実質的にも整つていなかつたこと、(三)当時の工業技術の発達レベルでは万能的熟練作業が多く旧来の職人的技能が依然として必要であつたことなどから考えられるだろう。旧来の親方徒弟制の完全な再生は期待しえないとしても、それに準じた雰囲気⁽¹⁴⁾が形成されたとしても不思議はないだろう。つまり出身がなんであれ平民であれば職人的慣行に染まり易く、職人的

慣行に従つて幕府造船所と關係を持つていたといえよう。

實際、他の平民にしても武士と何らかの仕事上の關係を結ぶ場合でも職人の場合と同様なことが言えた。例えば一例として武士の奉公人、のうち、いわゆる家中奉公人として武士の家に奉公する場合でも、譜代奉公人の如く終身的に主家に仕えることなく(武家の譜代奉公人は主分として扱われる)「出替り奉公人」として一年のみ仕事しては帰農したり他家へ雇われたりする者が江戸時代も中後期になると増大した。中には百姓、町人の給金目当ての出稼ぎとして武士の家に奉公し、条件の良いものがあれば即座に移動するという者まで出現し始めた。⁽¹⁷⁾ 奉公人一般をみてもこのような賃労働關係が出現し始めたことを考えてみれば、職人の雇用關係とあわせて、一般平民と幕府造船所との關係は賃労働關係に近い雇用慣行でもつて雇われていたと考えてよいだろう。

それ故に、職人的慣行に従つて修業のためであれ、出替り奉公人的慣行に従つてであれ、あるいは単に賃銭の多少に従つてであれ、造船所当局としては職工の移動性を予想していたらしく予め『設立原案』には『内国官吏ハ職工雇入ノ際務メテ其年期ヲ延長シ新旧更迭ノ弊ナカラシメ以テ工業ノ進歩ト経費トニ注意スヘシ』(船廠史第一卷二三頁)という指示を与えていたほどであつた。しかしそれにもかかわらず職工の移動は甚だしかつたのである。⁽¹⁸⁾

〔二〕 構成員間の葛藤・対立の潜在性

以上のことから雇傭人の近代西欧的雇用慣行、武士の封建的主従關係に基く奉公關係、職人的雇用慣行という三つの異質的な慣行の存在は一つの組織をつつがなく運営するにあつて大きな障害となつたであろうことは容易に想像しえよう。まず雇傭人からみれば、能力、業績に応じて人員を配置しようと思つても身分体系が大きな障害となつて不可能に近いし、身分体系は単に庶民と武士の間といった面だけでなく、武士の間にも官位、家禄、家格差によつて複雑化しており、こうした

事情を知つてゐる故になおさら彼らの間に不満を生じさせたであらう。かつて安政年間に第二次オランダ海軍教育班の長として来日したカッテンディーケが近代的海軍制度に身分制を持ち込むことが不可能だということを『口が酸っぱくなるほど忠告したが』、たいした効果はなかつたと言われる。しかしその時ほどの焦燥感がなかつたとしても同じような感慨は横須賀造船所の雇仙人にもあつたであらう。しかし武士からみれば、身分体系を大幅に無視した人事、職務配分のやり方はとくに上級武士にとつてみれば威信を傷つけるものと感じられるであらうし、身分体系が守られるほど下級武士にとつてみれば能力に見合つた評価と配置の自由の少なさと上級武士の特権への不満を高めることとなる。また武士という身分とフランス海軍士官との身分関係の高低の觀念のズレや、日本人の夷狄觀念と雇仙人の非文明人たる日本人に対する侮蔑などによつて武士と雇仙人士官あるいは雇仙人頭目、職工と日本人職工との間に感情的な対立、葛藤が生じることもあつた(22) だろう。

他方、職工にとつてみれば武士の奉公意識、奉職觀念は堅苦しいし、修業や自らの職人世界における出世にとつて一ヶ所に長く雇用されていることはかえつて不利であつたらう。また雇仙人のもたらした近代工業は、従来、職人自身が自由裁量をもつて仕事を組立てた方式から、予め工場専属の技師等によつて計画され、かつ同一時間に同一作業を集団的にかつ協働的に行なう方式をとり、とくに職人出身の者にとつてはなじみ易いものではなかつたであらう。といつて武士から見れば職工の移動性は恩を忘れた重々不埒な所業であり。また不忠義な浮浪者とも見えたであらう。また雇仙人の能力主義的なやり方は、具体的には『其ノ事業ノ熱達又ハ勉強に因リ』増給したり『頭目ニ拔擢』(船廠史第一卷一三頁)するという方法をとつていたが、徳川時代中後期、行政官僚化した武士が持つていたと思われるよりは、職業柄能力主義的な側面を持つていたといえ、基本的には年功制に慣れ親しんだ職人にとつても、やはり大きな問題が生じたであらう。この他にも賃金体系上の違い(雇仙人の年俸契約ドル支払いの月給制、武士の石高と役料制の併用、職工は日払賃金制)、言葉の問題をさておいたとしてもその

他の生活習慣や価値観、宗教、信念等においても様々に差があり、組織の管理にあたって種々の不統一な面が多かつたろうと思われる。

しかしこうした複雑な体系を持つていたにもかかわらず、幕末期にあつては、(一)造船所そのものが未完成であつたことに加えて、(二)フランス人首長ウエルニーのワンマン経営のおかげで、(三)日本人職員、技術者、職工そのものが伝習中、修業中であり、いわば脇役に甘んじていたし、(四)内国官吏の職務が修船造船作業に直接関係なかつたこと、(五)幕府当局が全面的にフランスに依存しかつウエルニーを信頼していた、といった理由から、全体的にはそれなりに組織の建設と運営管理はうまくいつていたものと思われる。問題と言えば、雇外人にとつても内国官吏たる武士にとつてもいかに職工の移動防止と定着を計るかということにあつたようだ。

しかしいずれにせよ、造船所の運営がそのまま続くであろうようなことはなかつた。ウエルニーと益頭の間でみられたような造船所運営の主導権争いが、明治に入りより大きな規模で繰り返され、そうした対立・葛藤を経て統一的な組織発展と運営がみられるようになるのである。

(1) むろん、造船所の建設という限られた目標と期間が決められていたのだから、もともと終身雇用的関係が生まれるはずがなかつたといえよう。しかしこのことを考えたとしても本文の如く考えることは可能であろう。

(2) 梅溪昇『お雇い外国人①概説』(前出) 一八一頁。

(3) 海軍省編『海軍制度沿革』卷一七(1)、一九四四年(昭和一九年)(複製、原書房、一九七二年)四七一～四七二頁。

(4) その一例として横須賀製鉄所に倉密掛として雇用されたレオン・ボイルの契約書(約定書)の本文のみではあるが、ここに掲示しておくことにする。約定書

下名レオン・ボイル・ブレスト「フイニストル」住居日本政府之代として柴田日向守と右政府之役務を勤むることをここに告ぐ

第一ヶ条

余日本横浜に近き横須賀製造所ニおゐて諸道具部屋之取扱方并分析所之諸事を取扱ふことを勤むべし右製造場おゐて差懸りしことあるときは是をも同様勤むべし

第二ヶ条

此約定之期限は千八百六十六年二月一日より二ヶ年たるへし

第三ヶ条

此約定期限内は余自己之為總て商用等之事を決てゐたまるへし

第四ヶ条

此期限内は一ヶ月メキシコドル百枚を給料として受取るへし但是ハ歐羅巴之毎月月末に相払ふへし是は下ニ挙る五ヶ条之外なり

第五ヶ条

余か横浜迄之途中は仏国郵船第一等にて相越すへし此約定期限終る後帰路之入用は日本政府差出すには及はざる事若製造所首長余か所行之好きを快く思ふときは同人之願により日本政府より九百ドル之手当を余に与ふへし

第六ヶ条

余か出立前仏国留寓中及び航海中ハ余か給料ハ半高たるへし

日本及び仏國ニありて公務之事ニ付旅行するときは日本政府入費を払うへし

第七ヶ条

此約定之儀ニ付議論あるときは江戸在留仏蘭西ミニストル江申立吟味を受くへし

第八ヶ条

余か名判せし書面に基き自此約定書ニ違背せざるヶ条は余總て横須賀製造場之規則ニ随ふことを告ぐ

『横須賀製鉄所一件』(前出)所収資料「二月柴田日向守上申、書記・分析役仏國人雇人約定書進呈の件」(『県史資料集』一五、前出、五二八～五三〇頁)より引用。

(5) 新見吉治「武士の身分と職制」(進士度幹編『武士の生活』雄山閣、一九七六年、増補版)三一頁。

(6) 笹間良彦「江戸幕府役職集成(増補版)」(雄山閣、一九七六年)一七～一九頁。藤野保「徳川幕閣」(中央公論社、一九六五年)二〇七頁。由井常彦「江戸時代の価値体系と官僚制」(宮本又次編『江戸時代の企業者活動』日本経済新聞社、一九七七年所収)。

(7) 金井園「藩制成立期の研究」(吉川弘文館、一九七五年)一七九頁。大谷瑞郎「幕藩体制と明治維新」(亜紀書房、一九七三年)五六～五七頁。

(8) 小西四郎「開國と攘夷」(前出)四四四～四四五頁。笹間良彦「江戸幕府資料集成(増補版)」(前出)三九三頁。

(9) 園田英弘「幕末海防と文明——共有世界の成立と展開——」(林屋辰三郎編『幕末文化の研究』岩波書店、一九七八年所収)一一〇頁～一一二頁。同「郡県の武士——武士身分解体に関する一考察」(林屋辰三郎編『文明開化の研究』岩波書店、一九七九年所収)五八～六五頁。

(10) 大谷瑞郎「幕藩体制と明治維新」(前出)五七頁。

(11) 新見吉治「武士の身分と職制」(前出)三四頁。同著「旗本」(吉川弘文館、一九六七年)一四頁。なお旗本・御家人の区別、御目見、御目見以下の区別の二つの対応は截然と区別し難いとされる。

幕末・明治前期日本の初期工業化過程に関する若干の考察

- (12) 新見吉治『武士の身分と職制』(前出) 三二頁。
- (13) 遠藤元男『日本職人史』(雄山閣、一九六七年)。同著『近世職人史話』(小川書房、一九四六年)。同著『職人と手仕事の歴史』(東洋経済新報社、一九七八年)。なお職人的雇用慣行を考える上で、松島静雄『友子の社会学的考察』(御茶の水書房、一九七八年)を参照された。
- (14) 隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史』上巻(日本労働協会、一九七〇年)二三―二五頁。同著『日本賃労働史論』第二版(東大出版、一九七四年)は、明治中期になつても職工教育が不備に終つてゐることを示唆している(二三―二四頁)。
- (15) 池田信『日本機械工組合成立史論』(日本評論社、一九七〇年)は、親方職工制度について三類型を設定し近代工場の労働組織形態と職人のそれとの関連を吟味している。山本潔『日本労働市場の構造』(東大出版、一九六七年)第一章参照。
- (16) 『工廠の職工の中でも、製罐部や鋳物部の連中と木工部の連中とは、服装や態度からして相違が目立つてゐた。前者には近代的な労働者の風格がほのかながらも認められたのに反して、後者はまったく手工業の職人氣質を脱していない』(荒畑寒村『寒村自伝』上(前出、七八頁)のであり、木工部の職工は『近代的なプロレタリアートの性格をまったく有しない、純然たる昔風の職人氣質であつた』(同上、七二頁)と、荒畑氏は日露戦争のころの横須賀海軍工廠を回想するが、技術的に異なる部門に多少の差があつたとしても、以上のことから幕末のことを考えた時、本文の如くに記述しても誤りはなからう。
- (17) 北島正元『武家の奉公人』(進士慶幹編、『江戸時代武士の生活』前出、所収) 二二五―二四四頁。
- (18) 北島正元『武家の奉公人』(前出) 一四二頁。
- (19) 横浜市編『横浜市史』第三巻(一九六一年) 二二二―二三四頁。
- (20) カッテンディーケ『長崎海軍伝習所の日日』(水田信利訳、平凡社東洋文化、一九六四年) 一七〇頁。
- (21) 明治三年の『外国人雇入方心得』(注三参照) 第一条には『外国人身分階級ニヨリ接待方ノ高卑モ可有之候得共兎角其支配之モノ之差図方ニヨリ折合ロシカラザル事出来勝之モノ故前以誰々之差図ニ随ヒ可相勲旨兼而約束可致置事』とあり、身分上の取扱いで問題が多々生じていたことが予想される。これは明治初期のことであるが幕末期にも同様にあてはめて考えても大きな誤りはないであらう。またこの条目から、命令―服従の系統をはつきりさせることの必要性が雇外人との交渉の過程で日本側にも理解されてゐることが認識し得るだらう。雇外人の与えた衝撃は徐々に日本人に浸透してきてゐるといへよう。
- (22) 『設立原案』には『仏工ノ邦工ヲ段打スル如キコトアレバ内国官吏ノ告発ニ抛リテ首長之ヲ処罰スベシ』(船廠史第一巻一三頁) という文章があるが、こうした葛藤についても予め考慮がなされていたのではないだらうか。
- (23) 吉田光邦『図説技術と日本近代化』(日本放送出版、一九七七年) 一三四頁。このことが日本人になかなか理解されず、日本人職工の欠勤が雇外人を悩ましたとされる。